

船舶事故等調査報告書

平成21年8月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009那第32号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年5月3日 02時21分ごろ	
発生場所	鹿児島県国頭灯台から真方位114° 27.5海里付近 (概位 北緯27° 15.2′ 東経129° 09.9′)	
事故等調査の経過	平成21年5月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 油送船 ユガワサン (YUGAWASAN) (パナマ)、159,860トン 9328716 (IMO 番号)、新和マリン株式会社 (船舶管理会社) B 漁船 光明丸 (こうめい)、4.9トン KG3-36339 (漁船登録番号)、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、船長免状 A 二等航海士、二等航海士免状 B 船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	A 右舷外板擦過傷 B 船首部割損	
事故等の経過	A船は、船長ほか23人が乗り組み、約225°の針路及び約15.5ノット(kn)の速力で航行中、B船は、1人が乗り組み、約108°の針路及び約7knの速力で自動操舵として、漁場に向け航行中、船長Bが居眠りに陥った状態で、平成21年5月3日02時21分ごろ、鹿児島県沖永良部島東南東方沖において、A船の右舷外板とB船の船首とが衝突した。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、航行中、B船の進路を避けなかった可能性があると考えられる。 A船は、B船を認めて、音響信号、発光信号を発したのと考えられる。 B船は、単独で船橋当直中の船長が居眠りに陥った可能性があると考えられる。
原因	本事故は、夜間、沖永良部島東南東方沖において、A船が南西進中、B船が東進中、A船がB船の進路を避けず、B船が単独で船橋当直中の船長が居眠りに陥ったため、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	